シンボル事業③【小規模地域施設の移譲と開放】進行のイメージ

平成２３年７月１日　公共施設再配置推進課作成

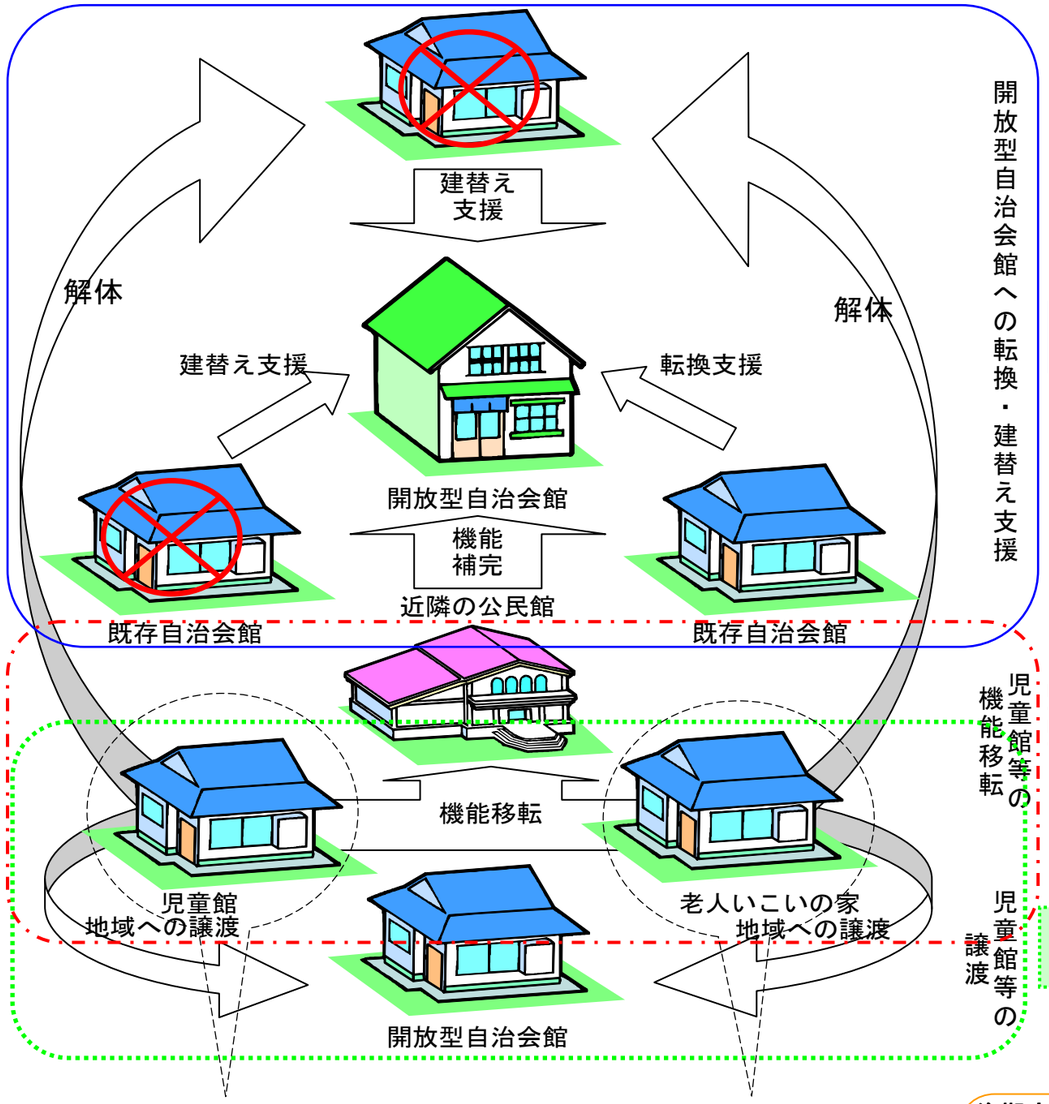

児童館16館
耐用年数到来済　10館
計画期間内に到来　2館
耐震性保障なし　2館⇒
耐震OK　譲渡可
譲渡不可
沼代、戸川、ぽうらい児童館、鶴巻児童室を除く14館が第1期基本計画の対象

老人いこいの家5館
耐用年数到来済　5館
耐震OK　譲渡可
ただし、改修工事済。また、年間の管理運営費も60万円程度であり、急ぐ必要はなし。

ＳＴＥＰ１	ＳＴＥＰ２	ＳＴＥＰ３	ＳＴＥＰ４
～Ｈ２３．９ 大前提	～Ｈ２４．３ ソフト整備	Ｈ２４．４～ ハード実施	～Ｈ２８．３ 最終成果
	開放型自治会館へ誘導するための制度の整備 ・補助制度見直し（開放型の建設、補修を優遇） ・使用料等の標準モデル作成	・譲渡施設、既存会館の開放型自治会館への転換 ・開放型自治会館の建設	・公設公営のハコモノ機能を身近な場所で補完 ・自治会館維持費に対する市の負担軽減
曽屋ふれあい会館廃館に向けた条件整備（こども館改修、市史移転等）	H24予算計上	歳出増加 ＜ 歳出削減	
	機能補完するための公民館運営内容の検討（施設・時間・人員等）	・児童館等の譲渡 ・公民館等での機能補完開始	公民館稼働率の上昇、様々な部屋の機能を活かした児童館事業の充実
「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を改正し、譲渡の手続きを簡素化	・地域への説明 ・譲渡の協議 ・譲渡しない場合は解体		
後期実行プラン以降における児童館以外の小規模施設の譲渡も視野	開発等に伴い市に寄付され、その後自治会に貸し付けている土地も無償譲渡し、市の負担軽減	寄付用地以外の市有地を貸し付けている場合は、無償貸付から減額貸付に変更	民地取得や借上げにより敷地を確保している自治会との公平性を維持するとともに、市の負担軽減